

広島県公安委員会告示第 18 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

平成 30 年 3 月 5 日

広島県公安委員会

委員長 深 田 成 子

検定 番号	検 定 の 有効期間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
7P1697	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	CR おしおきくのい ち忍法帳 LCC	株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 正規 (愛知県名古屋市中川区中 京南通三丁目 22 番地)	左同
7P1484	同上	同上	CR 猪木 6H1BZ2FA	株式会社アムテックス 代表取締役 石井 義郎 (群馬県伊勢崎市香林町二 丁目 1818 番地)	左同
7P1533	同上	同上	CR 猪木 6L2BY1	同上	左同
7P1784	平成 30 年 2 月 9 日から 3 年間	同上	CR 戦国乙女 5H1BZ1	同上	左同
7P1417	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	同上	CR 聖闘士星矢 4WTF	株式会社三洋物産 代表取締役 金沢 全求 (愛知県名古屋市千種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同
7S1750	平成 30 年 2 月 7 日から 3 年間	回胴式遊 技機	パチスロ大海物語 4KF	同上	左同
7S1509	平成 30 年 2 月 1 日から 3 年間	同上	十字架 4/NA	ネット株式会社 代表取締役 国本 幸司 (大阪府大阪市中央区島之 内一丁目 22 番 17 号)	左同
7S1710	平成 30 年 2 月 7 日から 3 年間	同上	バルハナ A/NA-30	同上	左同